

## 長崎県外国人介護人材居住環境整備支援事業補助金 Q&A

Q1：1軒の住居を複数人で共有する（いわゆるシェアハウス）の場合、補助対象となりますか。

A1：対象となります。この補助金の補助対象は事業所が負担する住居費用（家賃）となりますので、複数名入居した場合でも補助率は変わりません。

（例）月額 50,000 円のアパートに外国人 2 名で入居し外国人の負担金が月額 10,000 円ずつとした場合

《補助額》 $(50,000 - (10,000 \times 2)) \times 1/2 = 15,000 \times$  月数が補助額

ただし、家賃 70,000 円のアパートに外国人 1 名で入居し外国人の負担金が月額 10,000 円の場合、事業者負担は  $70,000 \text{円} - 10,000 \text{円} = 60,000 \text{円}$  となりますが、外国人材一人当たりの補助上限額が 15,000 円となっていますので  $15,000 \text{円} \times$  月数が補助額となります（1事業所あたり 200,000 円/年未満）

Q2：月の途中からの入居の場合の賃借料はどうなりますか。

A2：日割りで申請してください。ただし、日割りで申請したとしても雇用 1 年以内の条件の算定にあたっては、1 月分として計上されます。

Q3：賃借料、共益費に含まれる経費はどのようなものですか。

A3：賃借料は主に家賃を想定していますが、権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの、駐車場料金、電気、ガス、水道等の料金、店舗付住宅の店舗部分その他これらに類するものに係る借料は含まれません。ただし、賃貸借契約内において共益費込みでの月額家賃設定の場合（分割することが難しい場合）は、賃貸借契約の家賃額となります。

Q3：自法人が所有する住居に入居させる場合は対象になりますか。

A3：補助対象外となります。自法人所有の住居であれば、外に払う金銭が発生しないため対象とはなりません。職員の宿舍等建設にかかる補助金としては別途「長崎県老人福祉関係社会福祉施設整備費補助金」がございます。長寿社会課 施設・サービス班にご相談ください。

Q4：外国人留学生は対象になりますか。

A4：対象となる外国人は、長崎県外国人介護人材住居環境整備支援事業補助金要領第3条に定めている通りで、留学生は対象としていません。

Q5：対象期間が雇用開始から1年を経過する日までとなっていますが、年度をまたぐ場合はどうなりますか。また、施行日前に雇用を開始した1年未満の外国人は対象となりますか。

A5：年度をまたぐ場合は、県の予算上、年度ごとの申請が必要になります。ただし、翌年度事業については実施が確約できないことをご承知おきください。

※別紙のパターンをご参照ください。